

## 非常用自家発電設備整備事業・給水設備整備事業・換気設備設置事業の補助対象などについて

### 1 非常用自家発電設備整備事業について

補助対象とするのは、次のアからウを全て満たすものであること

- ア. 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。
- イ. 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。
- ウ. これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。

これを踏まえ、

- 平時を含めた使用が想定される設備は対象外です。  
特に、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備については、平時における使用が想定されるだけでなく、天候等により非常時において安定的に使用できないことが想定されることから対象外です。
- 可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備は、施設に設置する工事が伴わない場合は対象外です。

### 2 非常用自家発電設備整備事業・給水設備整備事業について

- 地震による停電時等に有効に機能するために、地震時に転倒することなどが無いよう耐震性を確保する必要があるので、十分留意すること。  
また、協議時の提出は不要ですが、耐震性が確保されていることを証する資料（契約書案やアンカーボルト計算書など）を整備後に求められた際に提示できるようにしてください。

### 3 介護施設等の換気設備の設置事業について

補助対象とするのは、感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの。

これを踏まえ、

- 現に通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合には補助対象外です。

改正建築基準法（2003年7月1日施行）では、全ての居室への換気設備の設置が義務づけられており、また、建築基準法第28条から、窓（またはその他の開口部）が無い居室は通常想定されないため、大部分の施設は、上記の前提条件に該当せず、補助の対象外となります。

本事業により補助が想定される場合は、例えば、

- ・窓があるものの、すぐ隣に建物が建ち、全く風が抜けない
  - ・火山灰が降る等、周辺の環境により、常時窓を開けることが困難である場合 等
- となります。

- エアコンは一般的に換気機能を有していないため、補助対象外です。

換気機能を有するものであっても、形状や機能において、エアコンに相当するものは補助対象外とします。

#### 【補助対象面積の考え方】

- 補助対象は「居室」に限ります。
- 補助上限（4,000円/m<sup>2</sup>）という面積は施設全体ではなく、整備を行う「居室」の対象部分のみとなります。